1月号企業を守る

2022年ペガサス情報

◇今月のテーマ◇ Pegasus

1．ごあいさつ

2．特定社会保険労務士について

3．改正電子帳簿保存法が施行

4．被扶養者認定手続について
　コラム：オリーブオイルについて

◆ １月の行事

・特例による源泉所得税納付（1/20 迄）

・給与支払い報告書提出
　└1/31 迄　提出先：市役所

・法定調書合計表提出
　└1/31 迄　提出先：税務署

2022 年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

・伊藤事務所年末年始休業について
　12月29日～1月4日迄お休み

◇1. ごあいさつ◇ Pegasus

新年明けましておめでとうございます。皆様方には健やかにおそろいで新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。本年もよろしくお願い致します。

昨年も一昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、新しい生活様式に慣れていく一方で、経済への影響は大きく、経営に苦慮された皆様も多かったことと思います。執筆時点では、新規感染者数がかなりの低水準で推移しており、このまま収束して、今後の経済に影響が出ないことを祈るばかりです。

本年も、様々な面で、皆様の経営にかかるサポートをさせていただきながら、お話をさせていただく中で感じた事などを本誌に反映させていきますので、どうぞ、よろしくお願い致します。

◇2. 特定社会保険労務士について◇　Pegasus

現在、私、粟津は、社会保険労務士として活動しておりますが、皆様は、特定社会保険労務士というものを聞いたことがあるでしょうか。直近で「特定社会保険労務士って何？」といった質問をされる機会が重なったこともあり、今回は、そんな特定社会保険労務士について、ご紹介させていただきます。

特定社会保険労務士は、個別労働関係紛争について、裁判外紛争解決手続の代理人としての業務を行うことができる資格のことを言います。これだけだと、ちょっと何を言っているのか分からないですよね。ざっくりとお伝えすると、特定社会保険労務士になると、会社と特定の従業員の方が揉めていて、裁判ではない方法で素早い解決を目指していくときに、それぞれの立場を代理する仕事ができるということです。

例えば、Ａ社が従業員であるＢさんを解雇したとします。そこで、Ｂさんが解雇は無効だと言い出して、Ａ社とトラブルになったとします。その際に、裁判でない方法で、Ａ社を代理して「こういった理由で、解雇は有効です！」もしくはＢさんを代理して「こういった理由で、解雇は無効です！」と主張していき、復職や、解決金の支払いなどで、決着することを目指していきます。実際に裁判となると、かなりの費用や時間がかかりますので、このような制度を活用していくことには一定の需要があるものと思われます。

なお、特定社会保険労務士を名乗るためには、社会保険労務士資格のある者が、研修を修了し、試験に合格することが必要です。かくいう私も、実は昨年 10 月から研修を受講しており、先月に試験を受けてきました。ちなみに試験結果は３月に発表です。

とりあえず、試験の結果は脇に置いておくとしても、研修や試験勉強の内容は非常に参考になるもので、特に労働者サイドから主張をしていくという点は新鮮でした。また、こちらの試験の内容は、会社と従業員のトラブルに特化したものになっており、普段の相談業務に直結しているので、今後のご相談に対しても生かしていくことができると考えています。ということで、新年早々に少しマニアックな話になってしまいましたが、どうぞ、本年もよろしくお願い致します。（粟津）

◇3. 改正電子帳簿保存法が施行 ◇ Pegasus

法人も個人事業主も全ての人が対象　まだの方必見！！

改正の中には◆電子帳簿保存◆スキャナ保存◆電子取引データの保存がありますが今回は書面のみの保存が廃止となった◆**電子取引データの保存**についてご紹介します。

2022年1月1日以降、電子取引の取引情報を受領した場合はすべて**電子データとして保存**する必要があります。

1．データでもらった経費の請求書、領収書はデータのまま保存すること！！

まずは自社で取り扱っている電子取引を把握しましょう。

どんな取引が電子取引というの？

①メールで受領した請求書などのデータ（PDFやメールの本文）

②Ｗｅｂサイトからダウンロードした請求書等のＰＤＦ

③ペーパーレスファックス機能を利用した送受信ファイル

④クレジットカード等を利用したインターネット決済に係る取引情報

⑤キャッシュレス決済情報　　など

どんな取引が電子取引なのかわかったところで、規則性のある保存方法で保存をします。

2．電子取引データの保存

①検索機能確保の要件

１）日付・取引先名・金額を入れて保存

例　20220101　税理士法人ペガサス 150000

月別や取引先ごとなど、フォルダを作成してその中に保存

２）索引簿作成（エクセルで検索できる一覧を作成します）

国税庁ＨＰに例有り

１）または２）のどちらかで保存をしてください。

②保存したデータの原本性を証明（下記どれか一つを選択）

・タイムスタンプ付与

・データの訂正削除記録が残るシステムまたは訂正削除のできないシステムの利用

・訂正削除の防止に関する事務処理規定の備付け（コストをかけずにできる！）

国税庁のＨＰにモデルあり（下記参照）自社用に作り替えてください。

（法人の例）

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第７条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、〇〇において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、〇〇の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

罰則

デジタルデータの改ざんやねつ造をした場合は、重加算税が 10%増しになります。

出力書面を保存をしても適正な書類の保存要件を満たさないことになりますので、青色申告の取消しなんてことも可能性としてはあるかもしれません。

今回初めて一部電子での保存が義務化されましたが、今後は国もデジタル化を進めていることからこの動きは加速するのではと予測ができます。また、2023 年 10 月から消費税のインボイス制度が始まりますが、電子インボイスの導入など近い将来業務のデジタル化は当たり前の時代になるかもしれません。情報に敏感になることや自社でできるデジタル化を少しづつ考えていく事により業務の効率も上がっていくのではないかと考えます。

（富田）

コ　ラ　ム

新年、明けましておめでとうございます。本年も、役に立つかは分からない、コラムのコーナーをお届けさせていただきますので、よろしくお願い致します。

前回のコラムで、かまぼこを塩とオリーブオイルで食べると美味しいというお話をしたところ、今まで以上の反響をいただきました。読んでくださっている方がいらっしゃると、大変、励みになります。ありがとうございます。そちらに関連して、今回は、オリーブオイルについてお伝えしたいと思います。

コラムを書いた手前、いいオリーブオイルが欲しくなり、静岡の駅北にオリーブオイルの専門店があるというので、先日、お邪魔してきました。ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが「ＣＲＥＡ　ＴＡＢＬＥ（クレアテーブル）」さんと言います。多種多様なオリーブオイルが置いてありましたが、今回は、その中でも高品質・高コスパをうたう「ウルル」を買ってみました。

いただいてみた感想は・・・「草！（※臭いではありません）」でした。何を言っているのか分からない方もいらっしゃるかと思いますが、素直な感想です。オリーブオイルもお酒と同じで嗜好品だと思いますので、好みはあるかと思いますが、とにかく一般的なものと一線を画しているのは間違いないと思います。ご興味のある方は是非、お試しください。ちなみに、こちらのクレアテーブルさんは、日本平や藤枝でオリーブ農園を開いており、静岡県産のオリーブオイルを製造・販売しております。静岡県民、藤枝市民としても、是非、応援していきたいなと思いました。

◇4.　健康保険被扶養者認定手続ついて◇　Pegasus

昨年末に、協会けんぽより健康保険の扶養に入っている方の再確認のお願いということで被扶養者状況リストが送られてきており、各社にて、確認・提出していただいたことと思います。その際に、会社様より、色々な問い合わせをいただき、次回以降の参考になるように情報をまとめましたので、お伝えさせていただきます。

健康保険の扶養になれる人

原則、国内居住者で被保険者の収入により生計をたてている人

※海外留学の学生等、認められる場合もあります。詳しくは担当者までお問い合わせ下さい。

１．収入要件

同一世帯（同居）の場合

①　年収　130 万円未満　　または

②　年収 180 万円未満で 60 歳以上または障害厚生年金受給要件に該当する場合

かつ被保険者の年収の２分の１未満であること（例外あり）

別居の場合

① 年収　130 万円未満　　または

② 年収180 万円未満で60 歳以上または障害厚生年金受給要件に該当する場合かつ被保険者からの援助額より少ない場合

２．同居要件

同居・別居を問わない人

配偶者（内縁関係も可）、子、孫、兄弟姉妹、父母、祖父母などの直系尊属

同一世帯が条件の人

上記以外の 3 親等以内の親族、被保険者の配偶者（内縁可）の父母、連れ子等

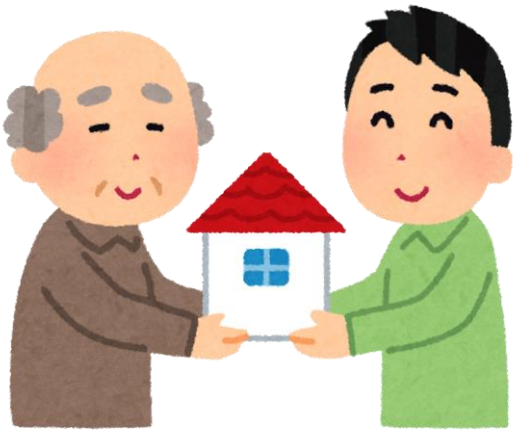

届出に必要な添付書類

	目的	添　付　書　類
①	続柄の確認 マイナンバーの記載があれば省略可	いづれも提出日から 90 日以内に発行されたもので次のいづれか ・戸籍抄本または戸籍謄本 ・世帯全員の住民票（被保険者が世帯主の場合に限る）
②	収入の確認 税法上の扶養であることを事業主が確認した場合は省略可	所得証明書・非課税証明書等の収入確認できる書類
		60 歳未満・・・年間収入　130 万円未満
		60 歳以上と障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害のある方 ・・・年間収入　１８０万円未満
③	別居の確認 扶養認定を受ける人が１６歳未満または１６歳以上の学生は省略可	仕送りの事実と仕送り額がわかるもの
		・預金通帳の写し ・現金書留の控え

※ 障害・遺族年金・傷病手当金・失業給付等の非課税対象の収入がある場合は金額の確認ができる通知書等の写しが必要です。

特例措置　被扶養者が医療従事者で令和３年４月から令和４年９月までの間に新型コロナワクチン接種業務に従事したことにより得た収入は被扶養者の年間収入に算定されないことになりました。　（安間）

ペガサスコンサルティンググループ
伊藤社会保険労務士事務所
(有)静岡経営労務管理センター
社会保険労務士法人ペガサス
税理士法人ペガサス
〒426-0061　静岡県藤枝市田沼３丁目 23-35
TEL：054-637-3131　　FAX:054-636-3399
HP：http://www.roumu-110.co.jp/